



(3) 学校設定検査（面接）〔30点満点〕

2名の評価者が、次の2つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。評価項目アについては、aを10点、bを5点、cを1点とし、評価項目イについては、aを5点、bを3点、cを1点とする。2名の評価者の評価（各15点満点）を合計し、得点化する。評価cが2つ以上ある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 意欲・目的意識及び志望動機	本校入学後の学習及びその他の活動に対して、強い意欲と具体的かつ明確な目的意識及び志望動機を持っている。
イ 受検態度及び人物等	身だしなみ、態度、受け答えが適切である。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」、「学校設定検査（面接）の得点」をすべて合計した「総得点」により順位をつけ、選抜資料を慎重に審議しながら募集人員までを入学許可候補者とする。

<総得点の満点の内訳>

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定 (K=1)	加点	面接	
500点	135点	50点	30点	715点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取り扱いをしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面談を行う。